

共同声明 付属文書 (仮訳)  
金融サービス  
第 51 回日米財界人会議  
日米経済協議会 / 米日経済協議会  
2014 年 11 月 14 日

日米経済協議会ならびに米日経済協議会（以下、「両協議会」と称する）は、市場原理、効率的な規制、透明性および強靱なグローバル金融機関に基づく健全な金融サービスセクターこそが、日米両国および世界経済の持続的な成長の達成にとって、重要な柱であると信じている。金融サービスセクターは、雇用の創出だけでなく、政府や企業、消費者に対する金融支援を通じて持続的な経済成長を促進する。こうした重要な機能を向上するために、両協議会は、日米両政府に対して、両国の金融セクターにおける健全かつ堅固な規制に資する、以下の施策や原則の実現を求める。

■透明性：両協議会は、政策の透明性が、市場参加者の意思決定における不確実性を軽減することで政策の効率性を高め、政策に対する理解を一層深めることを通じて金融システムの安定性を促進すると確信している。透明性は、企業が経営および投資判断を行うに際して決定的かつ重要な意味を持っており、また、消費者の利益にも資する。この観点から、両協議会は、両国の規制当局に対して、新たな規制の検討と導入を図る際には、金融セクターとの対話を深め、市場参加者の見方を考慮することを強く要請する。

■国際協調と規制の一貫：規制当局が国際的に重要な多くの規制導入を進めるなか、両協議会は、経済成長の鈍化につながるような、規制の分断化や金融サービス利用者のコスト負担増を避けるため、規制導入においては当局間の調和を図ることが極めて重要だと認識している。ある二つの規制当局間が類似した政策結果に向けて異なるアプローチを採用する場合には、いずれの規制当局もルールの域外適用を回避すべきである。

両協議会は、クロスボーダー規制の統一性の実現にあたっては、証券監督者国際機構（IOSCO）が重要な役割を果たすと確信している。両協議会は、IOSCO のクロスボーダー規制タスクフォースにおいて、対話の促進を図り、新たな規制導入に際しての規制当局間の実行スケジュールを調整し、問題が生じた際のクロスボーダーでの対話メカニズムの構築を支持する。IOSCO の提案を迅速に完了し、具体的な導入に移行することは、グローバルな金融市場の機能を一層円滑化することにつながる。

加えて、各国の銀行構造改革は、各国間の規制の分断化を招き、その結果、グローバルな金融システムの効率性が損なわれ、その強靱性が弱まる恐れがある。それゆえ、両協議会は規制当局に対し、強固な相互信頼に基づく実効性ある破綻処理制度の整備を通じて、国際的な規制の一貫性を促進し、世界経済に資する強靱な国際金融システムを再構築するよう求める。

■金融市場の流動性確保：両協議会は、規制当局が、2008年の金融危機後の一連の金融規制改革を通じて、グローバルな金融システムの強化に尽力し続けていることを歓迎する。しかし、こうした規制改革の累積的な影響が市場の流動性を抑制するとともに、マーケットメイキング機能やグローバルな金融市場へのアクセスを阻害するのではないかと懸念がある。今後、金融業界は以下の5点に取り組まなければならない。①バーゼルⅢのもとでの自己資本規制や、流動性及びレバレッジ規制、②ボルカールール等の規制における自己勘定取引及びマーケットメイキングの制限、③G-SIFIs に対するグローバル及び各国独自ベースでの資本サーチャージや他の要件を課す規制、④シャドバンキング規制、⑤各国独自規制も含めたデリバティブ取引における新たな証拠金規制、の5つである。

こうした規制は全て金融機関の流動性供給の抑止につながる。また、投資家は流動性の乏しい市場への投資を控えることになり、企業や消費者による資本調達や借入も阻害される。こうした状況は、経済成長に影響を与え得る。とりわけ、両協議会は、レバレッジ比率の算出に際して分母にポジションのネットtingを認めないという厳格な措置のように、さらなる流動性の抑制につながる規制の導入に対して、強く注意を喚起する。

■破綻時損失吸収能力(“TLAC”)：両協議会は、次の金融危機の回避に向けて、規制当局が「大きすぎて潰せない」問題への働き掛けに尽力していることを理解している。もっとも、破綻処理制度は国毎に異なり、破綻処理費用の制度的手当ても異なることから、破綻時の損失吸収力(TLAC)の水準については、各当局毎の破綻処理制度や金融機関のビジネスモデルの状況を十分に考慮すべきである。G-SIBs に対する破綻時の損失吸収力(TLAC)の導入において、グローバルで画一的な規制(“One-Size-Fits-All”)を適用した場合、グローバルな金融システムに新たなリスクをもたらしかねない。

■清算集中されないデリバティブ取引に係る証拠金規制：IOSCO と BCBS は、証拠金規制に関するグローバルな提案を行っている一方、現在、各国の規制当局は各国独自のルールの導入を進めている。両協議会は、各国の規制当局に対して、いわば「金メッキの」不必要な国際的な規制機関の動きに抵抗することを強く要請する。とりわけ、米国の規制当局と商品先物取引委員会に対して、関連会社間のスワップ取引に対する証拠金の差入や、第三者の信託管理人への当初証拠金の預入を求める最近の提案についての再考を要請する。

■安定調達比率規制におけるエクイティファイナンスの取扱：BCBS が現在提案中の安定調達比率規制は、投資家アクセスを下支えし資本構成を促進するエクイティファイナンスのコストを著しく上昇させる。こうしたコストの上昇により、エクイティ市場の機能が、規制の網のないシャドバンキングへ移行し、その結果、システムリスクが増大しかねない。両協議会は、日米両国の規制当局に対して、調達比率算出にあたって証券貸借取引を貸出に分類することを除外することや、さもなければ調達比率算出のための掛目を引き下げるといった提案の見直しに寄与することを要望する。

■銀行業と保険業の相違への配慮：保険は財務的なリスクのプールと移転のメカニズムを提供することから、保険会社は、2008年の金融危機の時代を含む景気後退期において、金融の強化と安定性を提供する源となった。しかしながら、最近の規制の変更は、この役割を弱体化させ、顧客に対するサービスを提供する能力を脅かしている。両協議会は日米両政府に対し、保険監督者国際機構（IAIS）によるグローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）を対象とし基礎的な資本要件（BCR）と上乘せ資本要件（HLA）および、グローバルな保険資本基準（ICS）の策定にあたり、銀行業と保険業の相違に十分配慮するよう求める。いかなる新たな資本規制も、支払余力を確保するのに十分である必要と同時に、容易に導入することが可能で、リスクを包括的にカバーし、現在は異なる資本規制下にある保険会社間の比較の基礎となる規制であるべきである。G20とFSBは、意味のある結果を犠牲にしてまで、新基準の策定/導入期限を設けるべきではない。

各国政府は、新基準導入に向けて会計および評価基準に関する共通な基盤を模索しているが、両協議会は、生命保険の負債の安定・長期性と調和しないボラティリティをもたらさないよう注意を払い、結果的に保険会社が長期保証ビジネスから撤退するという状況を生みださないように慎重を期すべきことを推奨する。

■包括的な成長の確保：両協議会は、健全な金融仲介機能を妨げ、中小企業の成長を阻害する政策とならないよう、米国及び日本がG20およびバーゼルでの政策決定プロセスにおいて強いリーダーシップを発揮することを望む。日米がリーダーシップの役割を果たすAPECのようなその他の地域フォーラムにおいても、そうした協力が発揮され、金融包摂や包括的な成長に資することが期待される。

■公平な競争環境：同種の商品・サービスおよびその提供者に対する同種の規制（すなわち、公平な競争環境）を課すことは、金融資本市場を強化し、市場の非効率性や歪みを回避するための重要な規制原則である。両協議会は、日米両政府に対し、ある市場参加者への待遇が他の参加者よりも優位になることで生じる競争上の歪みを回避するよう求める。日本においては、共済と金融庁の監督下にある民間金融機関との間で公平な競争環境を確保することが重要である。両協議会は、安倍政権が郵政改革に関して明確なビジョンを示していることを歓迎し、日本政府が日本郵政グループと民間金融機関の公平な競争環境の実現するにあたっては、建設的な役割を果たす用意がある。

■米国の保険規制：過去150年以上にわたり、米国保険業界の州別規制は、地域市場のニーズに忠実にきた。両協議会は、米国の保険の州別規制をさらに近代化するための継続的な取り組みを歓迎する。これに加えて、両協議会は、今後の進展を継続してモニターし、海外再保険者の担保要件の緩和や“認定再保険者”制度の導入を含む、米国の再保険規制分野での最近の改革を評価する。

■商業金融：日本の商業金融関連法は、競争力及び透明性の高い動産・債権担保融資の拡大に向けて、改善されるべきである。両協議会は、以下4点の実現のために、民法および融資関連法の近代化を要望する。①「隠れ担保」リスクの排除のために、担保権の対抗要件具備に関する一律かつ排他的な登記制度を確立すること、②同制度が動産や不動産だけでなく売掛金などの無形資産を含めた広範な種類の資産を担保の対象とすること、③適正な貸し手保護を伴ったDIPファイナンスのための明確な法的インフラを整備すること、④貸し手間での明確性や規制の公平性を高めるために、企業貸付に関する一律の規制を整備すること、を求める。これら施策を通じて、事業が必要とする流動性が確保しやすくなり、その結果、事業の成長を促進する。こうした観点から、両協議会は、2015年に要綱が纏められる法制審議会 民法（債権関係）部会における進展を認識している。譲渡約款が伴わない売掛債権の譲渡性を明確化する同部会の提言により、商業金融が促進され、かつこうした動きは歓迎されるものである。さらに、上記に掲げた要望が部会における議論に盛り込まれることを期待している。

■消費税の中立性：日本政府は、現在の消費税制度が付加価値税のグローバル・ベスト・プラクティスに合致するように努めなければならない。とりわけ、第三者の代理店を通じた金融商品販売に関する中立性を確保するため、消費税法とその関連法を改正すべきである。

■多国籍企業におけるクロスボーダー資金調達の促進：クロスボーダー投資の促進のためには、多国籍企業による他国での柔軟な資金移動が必要である。こうした観点から、両協議会は、内閣府令により2014年4月に施行された貸金業法によって、関連企業間の貸付において貸金業者への登録という実効性のない要件が除外されたことを認識している。この動きは、2013年に両協議会より提言されたものであり、関連企業間の貸付において貸金業者の登録を課さない他の有力市場（米国、英国、ドイツ、香港、シンガポール）と日本が同等になったことを意味する。両協議会は、こうした動きを主導した金融庁を高く評価するとともに、こうした動きを通じて日本及び日本を拠点とする企業の事業活動の効率性が改善することになるだろう。

以 上